

プランの体系一覧表

| 基本目標               | 課題                   | 施策の方向                         | 具体的取組                                                                          | 担当課                           |
|--------------------|----------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| I あらゆる分野における女性の活躍推 | 1.政策・方針決定過程への女性の参画推進 | (1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進       | 1 審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、 団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。             | 関係課                           |
|                    |                      |                               | 2 審議会等における女性委員の登用比率などの現状について調査します。                                             | 人権・男女共同参画課                    |
|                    |                      | (2)女性職員の管理職登用の推進              | 3 キャリアパスの明確化により、女性職員の昇任意欲を喚起されるような昇任資格取得制度を推進します。                              | 人事室                           |
|                    |                      |                               | 4 高度な知識・技術を取得し、指導力を有する女性職員の育成を図るため、意欲のある女性職員の外部研修への派遣を積極的に行います。                | 人事室                           |
|                    |                      |                               | 5 女性職員のキャリア意識を醸成すること及び女性の活躍推進を図るための研修を実施します。                                   | 人事室                           |
|                    |                      |                               | 6 女性教員のキャリア形成支援として、力量形成の機会や場の積極的な提供とともに管理職の登用試験受験や研修参加に関わる所属長による声かけの工夫を行います。   | 学務課                           |
|                    |                      | (3)女性の能力開発とリーダー養成             | 7 審議会等に参画し活躍できる女性や男女共同参画に関わる活動を促進するような講座等を実施します。                               | 人権・男女共同参画課                    |
|                    |                      |                               | 8 女性が企画力、表現力など様々な能力を身に付けてエンパワメントするための啓発事業などに取り組みます。                            | 人権・男女共同参画課                    |
|                    | 2.地域における男女共同参画の促進    | (1)地域活動で男女が活躍する環境づくり          | 9 自治会や地域協働協議会等の地域団体における活動において女性が積極的に参加できるよう環境整備を進めます。                          | 市民活動振興室                       |
|                    |                      |                               | 10 リタイア後の市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報発信を行います。                                       | 市民活動振興室<br>保育課<br>人権・男女共同参画課  |
|                    |                      |                               | 11 男女共同参画推進センターの登録団体の市民企画事業を支援するとともに、他の団体との相互交流などにより、男女共同参画に関わる市民活動の広がりを推進します。 | 人権・男女共同参画課                    |
|                    |                      | (2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり         | 12 育児中の保護者による主体的な育児サークルの立ち上げと活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進します。                        | 子育て支援課                        |
|                    |                      |                               | 13 シルバー世代や子育て世代が交流し、ともに地域で活動するためのきっかけづくりを行います。                                 | 市民活動振興室<br>社会教育課              |
|                    | 3.働く分野における男女共同参画の推進  | (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 | 14 事業所に対して「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」を始めとする労働関連法や制度の情報提供を行います。                       | 産業振興室<br>人権・男女共同参画課           |
|                    |                      |                               | 15 雇用や待遇等に関する問合せに対応する窓口を設けて、労働者の相談の機会を確保します。                                   | 産業振興室                         |
|                    |                      | (2)市職員の配置における男女平等の推進          | 16 性別によって職域を限定することなく、女性職員の職域拡大、キャリア形成につながる配置を行います。                             | 人事室                           |
|                    |                      |                               | 17 管理職員に対して、業務の分担等において性別による思い込みを排除した男女平等を推進する意識付けを行います                         | 人事室                           |
|                    |                      | (3)多様な働き方への支援                 | 18 就労等に関する情報提供と相談体制の確保を行います。                                                   | 産業振興室<br>人権・男女共同参画課           |
|                    |                      |                               | 19 起業等を希望する人に対して、講座の開催や創業支援事業を通じた支援を行います。                                      | 産業振興室<br>人権・男女共同参画課           |
|                    |                      | (4)市職員の多様な働き方の推進              | 20 職員一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせた柔軟で効率的な働き方ができる取組を推進します。                              | 人事室                           |
|                    |                      |                               | 21 市職員及び教職員間のあらゆるハラスメントの予防啓発とともに、ハラスメント事案発生時の対応や相談体制を整備します。                    | 人事室 / 監察課<br>学務課 / 総合教育研修センター |
|                    |                      | (5)職場におけるハラスメントの防止            | 22 事業所に対して、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務に関する情報提供を図りま                                 | 産業振興室<br>人権・男女共同参画課           |
|                    |                      |                               |                                                                                |                               |
|                    | 4.仕事と生活の調和の実現        | (1)仕事と子育ての両立支援                | 23 待機児童ZEROプランRや放課後児童対策事業の充実を通じて、仕事を持つ保護者が仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます                | 保育課<br>社会教育推進課（青少年課）          |
|                    |                      |                               | 24 多様な保育ニーズに対応した一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の供給体制の確保を行います。                       | 子育てリフレックシ館                    |
|                    |                      |                               | 25 事業所に対して、労働者に対する両立支援施策や一般事業主行動計画の策定に向けた情報提供を行います                             | 産業振興室<br>人権・男女共同参画課           |
|                    |                      |                               | 26 庁内及び事業所における労働者、特に男性労働者の育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。                               | 人事室<br>産業振興室<br>人権・男女共同参画課    |
|                    |                      | (2)仕事と介護の両立支援                 | 27 介護に関する相談に対応し、適切な介護サービスの利用や家族介護支援事業の活用を推進します。                                | 高齢介護室                         |
|                    |                      |                               | 28 男性介護者交流会への参加促進を行い、男性介護者の孤立化防止と介護負担を軽減するための社会資源活用を支援します。                     | 高齢介護室                         |
|                    |                      | (3)男性の家事・子育て・介護等への参画促進        | 29 父親の育児参画促進が図られるよう、情報提供を行うとともに、切れ目なく支援します。                                    | 子育て支援課<br>子育てリフレックシ館          |
|                    |                      |                               | 30 父親が参加しやすい育児講座や保護者の交流機会の拡充により、父親同士の仲間づくりを促進します                               | 子育て支援課<br>子育てリフレックシ館          |
|                    |                      |                               | 31 男性が家事の知識や技術を身に付ける講座の開催及び各種団体への支援を行います。                                      | 市民活動振興室<br>社会教育推進課（社会教育課）     |

R5年度  
第3回審議会  
審議済

R6年度  
第1回審議会  
審議済

R6年度  
第2回審議会  
審議済



|                    |                           |                                  |                                                                                                               |                            |
|--------------------|---------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| Ⅱ 暮らしの安全<br>と安心の確保 | 1.女性に対する<br>あらゆる暴力<br>の根絶 | (1)女性に対する暴力の予防<br>と根絶のための意識の浸透   | 32 女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりの啓発を推進します。                                         | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           |                                  | 33 デートDVを防止するために、若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。                                                                      | 教育指導課<br>人権・男女共同参画課        |
|                    |                           | (2)暴力に関する相談支援体制の充実               | 34 女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談体制の周知及び整備を行います。                                                                   | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           |                                  | 35 大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携し緊急事案時の対応体制を強化します。                                                               | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           | (3)DV等被害者保護と自立支援の推進              | 36 関係機関と連携を図りながら、DV 被害者の緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど情報提供及び支援を行います。                                                     | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           |                                  | 37 個人情報保護に関する職員間の認識を共有し、被害者保護のための住民基本台帳事務における措置を徹底します。                                                        | 戸籍・住基担当<br>人権・男女共同参画課      |
|                    |                           |                                  | 38 DV被害者支援連絡会議を通じた関係課及び関係機関との連携体制を強化します。                                                                      | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           | (4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援              | 39 DV被害者のみならず、子どもに深刻な影響を及ぼすことから、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点事業等との連携体制を強化します。                                      | こどもを守る課                    |
|                    |                           |                                  | 40 学校や地域の関係機関を通じて、性犯罪・性暴力被害者のための広報周知を推進します。                                                                   | 人権・男女共同参画課<br>監察課          |
|                    |                           |                                  | 41 子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少時からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図ります。                                    | 教育指導課<br>監察課<br>人権・男女共同参画課 |
|                    |                           |                                  | 42 SNS等の利用において性被害につながるおそれのある書き込みや危険性について学ぶ予防教育を行います。                                                          | 教育指導課<br>人権・男女共同参画課        |
|                    |                           | (5)DV被害者支援のための加害者対策              | 43 加害者対策についての情報収集と理解に努めます。                                                                                    | 人権・男女共同参画課                 |
|                    | 2.生涯にわたる<br>男女の健康支援       | (1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応         | 44 男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。                                                        | 健康づくり推進課                   |
|                    |                           |                                  | 45 性感染症や薬物依存などに関する知識の普及啓発と予防のための取組を進めます。                                                                      | 保健予防課                      |
|                    |                           |                                  | 46 男女のライフステージや健康課題に対応した健康相談、健康教育を充実します。                                                                       | 健康づくり推進課                   |
|                    |                           |                                  | 44 男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。                                                        | 高齢介護室<br>文化スポーツ室           |
|                    |                           | (2)性と生殖に関する健康と権利の浸透              | 48 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実とともに、男性に対しても妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供します。                                             | 子育て支援課<br>子育てリフレッシュ館       |
|                    |                           | (3)心の健康対策の推進                     | 49 精神保健上の問題を含めた自殺の背景となり得る要因に対して、相談窓口の周知やゲートキーパー養成研修等に取り組むとともに、自殺予防に関する知識の普及に努めます。                             | 保健総務課                      |
|                    |                           |                                  | 50 ひきこもり、依存症等を含む精神疾患に関する相談窓口の周知と誰もが相談しやすい相談体制の充実を図ります。                                                        | 保健予防課                      |
|                    | 3.困難を抱える<br>人への支援         | (1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり         | 51 ひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など、母子及び父子家庭の状況に応じた必要な支援を行います。                                                   | こどもを守る課                    |
|                    |                           |                                  | 52 貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。                                                                    | 保護課<br>教育政策総務課<br>教育指導課    |
|                    |                           | (2)様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり | 53 高齢者、障害者等の権利擁護、虐待防止と相談窓口の充実を図ります。                                                                           | 高齢介護室<br>障害福祉課             |
|                    |                           |                                  | 54 高齢者、障害者等の経済的安定に資する就労相談を関係機関と連携を図りながら実施し、就労機会の提供に結び付けます。                                                    | 高齢介護室<br>障害福祉課             |
|                    |                           |                                  | 55 外国人が安心して生活する上で必要な情報提供や相談窓口の設置などの支援を行います。                                                                   | 企画三課<br>市民活動振興室            |
|                    |                           |                                  | 56 多様な家族の形態を認め合う意識啓発とともに、それぞれの家族が抱える困難に対応する取組を進めます。                                                           | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           | (3)性の多様性を尊重する環境づくり               | 57 性的指向や性自認等の多様性に対する理解の促進とともに、生活上で抱える困難を軽減するための配慮に取り組みます。                                                     | 人権・男女共同参画課                 |
|                    |                           |                                  | 58 子どもが性の多様性を理解し、すべての子どもの人権が尊重されるように取り組みます。                                                                   | 教育指導課                      |
|                    |                           |                                  | 59 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を行い、同性パートナーに対する理解と啓発を進めます。                                                           | 人権・男女共同参画課                 |
|                    | 4.防災・減災活動における男女共同参画の推進    | (1)地域における防災・減災活動への女性の参画促進        | 60 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)を活用して、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性の視点からの取組を推進して災害対応力の強化に努めます。 | 防災課<br>人権・男女共同参画課          |
|                    |                           |                                  | 61 地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しにおける意思決定の場に女性の参画拡大を進めます。                                                              | 防災課                        |
|                    |                           | (2)避難所運営における男女共同参画の促進            | 62 地域の様々な人が参加して避難所の運営を模擬体験する「避難所運営ゲーム HUG(ハグ)」などを通じて、多様な視点を取り入れた避難所運営をそれぞれの地域において主体的に行えるよう支援します。              | 防災課                        |

|                     |                       |                                    |                                                                                |                                  |
|---------------------|-----------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 | 1.男女共同参画の意識づくり        | (1)男女の人権尊重と法制度の理解促進                | 63 男女共同参画に関わる法律や制度の周知と理解を促進するための情報発信や学習機会を提供します。                               | 人権・男女共同参画課                       |
|                     |                       |                                    | 64 市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、職員に対する男女の人権尊重の意義と男女共同参画に関わる法律・制度の理解を深める研修を実施します。 | 人事室<br>人権・男女共同参画課                |
|                     |                       | (2)男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実       | 65 本市の男女共同参画プランや調査結果及び国や大阪府の動向等を情報発信します。                                       | 人権・男女共同参画課                       |
|                     |                       |                                    | 66 性別に基づく思い込みや偏見に気づくきっかけとなる取組を行います。                                            | 人権・男女共同参画課                       |
|                     |                       |                                    | 67 男女共同参画に関する図書や映像資料等の収集・提供を充実します。                                             | 中央図書館<br>人権・男女共同参画課              |
|                     |                       | (3)男女共同参画の視点に立った広報活動の推進            | 68 行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点にたった適切な表現を推進します。                         | 企画三課<br>人権・男女共同参画課               |
|                     |                       |                                    | 69 広報誌のほか市公式ホームページ、SNS、アプリ等の多様な情報発信チャネルを活用して、男女共同参画の視点に立った情報発信の充実を図ります。        | 企画三課                             |
|                     | 2.多様な選択を可能にする教育や学習の推進 | (1)男女平等保育・教育の充実                    | 70 教職員及び保育士が、性別に基づく思い込みや偏見に気づく機会の提供と、男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。                | 保育課<br>学務課<br>総合教育研修センター         |
|                     |                       |                                    | 71 性別に関わらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた男女平等の視点に立った教育に取り組みます。        | 教育指導課                            |
|                     |                       | (2)男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり    | 72 寝屋川リーダーズの活動等を通して、性別に関わらずリーダーシップを発揮できる人材の育成と年齢に応じた働きかけにより、男女共同参画意識の醸成を図ります。  | 青少年課                             |
|                     |                       |                                    | 73 多様な年齢層、属性の市民の生きがいづくりと自己実現につながり、充実した生活を送れるよう生涯学習の機会を提供し、仲間づくりを支援します。         | 社会教育課<br>人権・男女共同参画課              |
|                     |                       | (3)男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発              | 74 「男らしさ、女らしさ」に捉われず子どもの個性を伸ばす子育て観の醸成と家庭教育の実践に向けた学区集機会を提供します。                   | 企画三課 / 監察課<br>青少年課<br>人権・男女共同参画課 |
|                     |                       | (4)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援       | 75 市民の多様な文化創造活動が男女共同参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。                                    | 文化スポーツ室<br>人権・男女共同参画課            |
|                     | 3.国際的な協調と貢献           | (1)持続可能な開発のための2030 アジェンダ（SDGs）への貢献 | 76 SDGsの達成に向けて、市民や地域団体、事業者などに「ジェンダー平等の実現」による持続可能なまちづくりの推進を働きかけます。              | 人権・男女共同参画課                       |
|                     |                       | (2)男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信        | 77 男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、市民に向けて情報収集と発信を行います。                                    | 人権・男女共同参画課                       |